

財務諸表の承認について（チェック項目）

- 提出期限は遵守されたか。
 - ・ 当該事業年度の終了後 3 月以内に提出：6 月末日

- 必要な書類は全て提出されたか。
 - ・ 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書
 - ・ 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の監査報告書

- 監事及び会計監査人の監査報告書に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。
 - ・ 監査報告書の記載内容を確認

- 記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。
 - ・ 表示科目、会計方針、注記等の遺漏の有無

- 計数は整合しているか。
 - ・ 合計等の基本的な計数の整合

- 書類相互間における数値の整合は取れているか。
 - ・ 主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合等

- 行うべき事業を行っているか。
 - ・ 事業報告書の確認
 - ・ 利益及び損失の処理等の遺漏の有無
 - ・ 短期借入金の限度額超過の有無
 - ・ 余裕金の不適切な運用の有無
 - ・ 重要な財産の不適切な処分等の有無

- 運営費負担金に係る会計処理は適正か。
 - ・ 期間進行基準の適用事業について、全額が適正に収益化されているか。
 - ・ 費用進行基準の適用事業について、費用の発生額と同額を収益化し、残額は債務として残っているか。

地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

大阪府地方独立行政法人法施行細則

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

参考：利益の処理の特例

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理の特例)

第八十四条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の使途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。